

| | | | |
|----------------------|--------------|-------|---------|
| 令和3年第5回寄居町農業委員会総会議事録 | | | |
| 開催年月日 | 令和3年5月26日(水) | | |
| 開催場所 | 寄居町役場 全員協議会室 | | |
| 開会時刻宣告者 | 議長 | 室岡 重雄 | 午後1時30分 |
| 閉会時刻宣告者 | 議長 | 室岡 重雄 | 午後2時18分 |

委員出席状況

| 席次 番号 | 氏名 | 出・欠 | 席次 番号 | 氏名 | 出・欠 |
|----------|-------|-----|----------|-------|-----|
| 1 | 野澤明廣 | 出 | 11 | 内田平三 | 出 |
| 2 | 石澤清治 | 出 | 12 | 坂本和彦 | 欠 |
| 3 | 八木秀雄 | 出 | | 坂本規男 | 出 |
| 4 | 柴崎高志 | 出 | | 柴崎徹 | 出 |
| 5 | 室岡重雄 | 出 | | 加藤和明 | 出 |
| 6 | 新井一弘 | 欠 | | 須賀正光 | 出 |
| 7 | 小和瀬守 | 欠 | | 吉田信雄 | 出 |
| 8 | 石田裕司 | 出 | | 吉田一行 | 出 |
| 9 | 小野田房良 | 出 | | 關谷利男 | 出 |
| 10 | 中嶋安男 | 出 | | 小淵美喜夫 | 出 |

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
次長 清水周二
書記 権田貴大

| | |
|------------|---|
| 事務局長 議長 | <p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第5回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、坂本和彦委員、新井一弘委員、小和瀬守委員から欠席の旨の、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> |
| 事務局長 | <p>令和3年第5回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第50号から議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第54号から議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第62号、農地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、野澤明廣委員と石澤清治委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第50号から議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>野澤明廣委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>(野澤委員 退席)</p> <p>それでは、議案第50号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または、設定するものです。</p> <p>それでは、議案第50号について、ご説明申し上げます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲渡人は、譲受人である息子さんご夫婦と3人で農業を営んでおり、ご自宅周辺に所有する農地で、植木の生産をおこなっております。</p> <p>このたびの申請は、次世代への円滑な経営継承を目的とした所有権の移転ということですが、本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>關谷推進委員。</p> |
| 關谷推進委員 | <p>5月23日、午後、現地確認及び野澤委員にお話を伺いました。話によると、自分ももう若</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>くないので、一緒に仕事をしてきた子どもの和廣さんに譲ることにしたとのこと。和廣さんは、寄居町で花植木資格会の宣伝部長を務めるなど、用土地区の若手リーダーでもあります。よって何も問題ないものと思います。異議はありません。よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 50 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(野澤委員 複席)</p> <p>次の議案第 51 号、及び議案第 52 号については関連がありますので、一括審議といたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 51 号及び議案第 52 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 51 号及び第 52 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>申請人は、ご兄妹でいらっしゃいます。譲受人がご長男で、譲渡人は弟、妹となります。</p> <p>今回の申請地のうち、〇〇以外の農地については、過去に譲渡人それぞれが住宅を建築するという目的で、除外をした経緯がありますが、諸事情により計画が実行されず、転用には至らないまま、その後、青地に編入をしております。譲受人は、息子さんと 2 人で米や野菜を生産しておりますが、譲渡人の弟さん、妹さんは農業を営んでおらず、住所が遠方の方もいらっしゃることから、農業を営んでいる長男親子に農地をお任せしたいとのことで、このたびの申請となりました。</p> |
| | <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号 全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、まず、地元の委員に意見を求めます。</p> <p>吉田推進委員。</p> |
| 吉田推進委員 | <p>わたしと坂本委員の二人でこの間の日曜日に現地確認をいたしました。この土地は隣接する土地と同等といたしますか、境界線もなく、きれいに整地されておまして、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 51 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 52 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 52 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 53 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>を議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 53 号について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> |
| | <p>それでは、議案第 53 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>申請人は、平成 8 年に申請地の西側にアパートを建築しましたが、平成 15 年頃から敷地内の駐車場では足りなくなり、申請地を駐車場として利用するようになったとのことです。農地法の許可を取らずに使用していたことがわかり、正式に許可を取り、今後も利用したいため申請に至ったとのことです。追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> |
| 柴崎推進委員 | <p>柴崎推進委員。</p> <p>5 月 21 日の午後、現地調査をいたしました。今、事務局の方で説明を頂いたとおりであります。かなり以前から敷砂利をして駐車場にして、ダンプカーであるとか、乗用車であるとか、停まっているのは以前から確認しておりました。このまま、駐車場として踏み固めた土地ですので、この申請を受け、雑種地に移行するのが妥当であると思われましたのでご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 53 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 53 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 54 号から 61 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第 54 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 54 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地になります。譲受人は申請地周辺の自然環境が良く、住宅の住替えに適していると思ひ、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、まず、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> |
| 柴崎委員 | <p>柴崎委員。</p> <p>先日の5月22日に坂本委員さんと現地確認いたしました。荒川に面した南斜面ということですが、北側は宅地になっています。東側にも、今、宅地造成が進んでおりました。この土地ですけれども、梅が植わっておりまして、きれいに手入れされております。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第54号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第55号について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第55号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は土地を有効活用し、エネルギー問題に貢献するために、太陽光発電による発電を計画し、申請地の立地や広さ等が候補地の中で最適と考え、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さん、ご意見ございますか。</p> |
| 坂本推進委員 | <p>坂本推進委員。</p> <p>5月の22日に柴崎委員と現地を確認いたしました。現在の状況としては草がぼうぼうと生えていて管理が行き届いてないような感じですので、周りにできる手はないと思いますので、問題はないと思います。よろしくご審議お願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第56号について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第56号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は現在、実家で譲渡人である親と同居しておりますが、子どもも大きくなり、独立</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>別居し、自宅を建築する計画を立てたところ、実家に近い申請地を貸してもらえることとなり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第5条第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について地元の委員さんのご意見を伺います。</p> |
| 柴崎推進委員 | <p>柴崎推進委員。</p> <p>5月22日の午後、現地確認をしてみました。先ほど出た、駐車場の敷地と合わせて、申請人の所有地となっております。息子さんの住宅を建てるということで申請をされたということです。北側には貸ビルが建てられており、西側には住宅・アパートあるということで、農地としてよりも住宅地で特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第57号について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第57号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は建設業をしており、現在、申請地の東隣にある土地を資材置場として使用していますが、現在の敷地では狭く不便なため、隣接する申請地を取得し拡張したいとのことで、今回の申請に至りました。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第5条第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さんにご意見を求めます。</p> |
| 柴崎推進委員 | <p>柴崎推進委員。</p> <p>5月22日の午後に現地調査をしてみました。今、事務局の方から説明がありましたが、申請人はすでに、隣地を3、4年前から資材置き場として擁壁を組んで土を盛って使っていた土地で、今現在も、かなり盛り土が終了して資材置き場の形が出来上がった土地です。その西に面するのが今回の申請地で、買収して拡張したいということですが、この公図をご覧になっていただくと、この地区は道路に面しない土地がほとんどでして、耕作に大変不便している土地で、現状から見ますと、隣接した土地の利用できないと利用できないような畑でございます。問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございませんか。</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>議長</p> | <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 58 号について事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、議案第 58 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は現在の借家に住み始めて 4 年になりますが、その間、上の子は小学校に通い始め、下の子も小学生になる年ごろとなり、手狭になってきたことから、自己用住宅の建築を計画しました。立地、広さ、環境等最適と思い、この土地を選定したとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>柴崎推進委員。</p> |
| <p>柴崎推進委員</p> | <p>5 月 22 日の午後、調査をしてみました。この土地については、以前より譲渡人が所有しておりまして、農地を管理できないということで、譲受人に売却するというので、仲介業者さんの話を聞いてまいりました。すでに、北側には住宅が二棟建っており、東側には住宅建設が始まっております。そのような状況でありますので、他の土地に影響を与えるようなことはないと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 59 号について事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 59 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、現在、町内に住んでいますが、勤務の都合上、夜勤等もあり、勤務先に近い申請地に住居を建築し居住したいと思い、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>この件について、地元の委員さん、ご意見をお願い致します。</p> <p>小野田委員。</p> |

| | |
|--------|---|
| 小野田委員 | 23日に加藤推進委員と現地確認に行っていました。譲渡人にも会ってお話を聞いてまいりました。この畑は耕作しておらず、雑草が生えておりましたが、北側は山林に囲われており、周りに障害になるような建物もなく、問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願い致します。 |
| 議長 | 他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声) |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第60号について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第60号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) |
| 事務局 | 申請人は現在、〇〇〇市の賃貸アパートに家族4人で生活しておりますが、子どもが大きくなるにつれ、アパートでは手狭と感じ、独立した家が必要と考えていたところ、譲受人の妻の伯父が土地を貸してくれることとなり、実家に近く、子どもたちの生活に適した土地であると考え、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。 |
| 議長 | この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 須賀推進委員。 |
| 須賀推進委員 | 議案番号60号につきまして、ご報告致します。5月の22日土曜日に、中嶋委員、石田委員とわたくし、須賀で現地確認並びに譲渡人と面談を行いました。当案件につきましては、令和2年6月開催の促進協議会でご審議頂いた件でございます。現地については、道を挟んだ西側に住宅が建ち、近隣にも住宅が建っているといったところでございます。詳細については、事務局の説明どおりでございます。また、隣接する農地につきましても、譲渡人の所有ということで、住宅建設後は譲受人に保全に協力してもらって、農地の保全、耕作について、作業を軽減できて有難いということございました。地元の委員としては、問題ないと報告いたしますので、よろしくご審議をお願いします。 |
| 議長 | 他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声) |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第60号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第61号について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) |
| 事務局 | 申請人は現在、〇〇市の実家に家族と住んでおりますが、手狭となったため、住宅建築を |

| | |
|--------|---|
| | <p>検討し、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、まず、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> |
| 吉田推進委員 | <p>吉田推進委員。</p> <p>5月23日、日曜日に坂本委員と現地確認しました。両隣、ここ周辺、住宅地となっております。この一角が空き地になっており、きれいに整地、管理されていまして、周辺が住宅地ということで問題ないものだと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございますか。</p> |
| 議長 | <p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第62号、農用地利用集積計画による利用権設定についてを議題といたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第62号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページから6ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条、第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第62号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下6人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下5人です。</p> <p>合計30筆で、27,239.71平方メートル、そのうち、田が4筆で、3,623平方メートル、畑が26筆で、23,616.71平方メートルとなります。</p> <p>なお、ご決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> |
| 議長 | <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第62号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>議長</p> | <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 62 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>石澤委員。</p> |
| <p>石澤委員</p> | <p>議案第 51 号の農地法 3 条の許可申請の案件、既に原案のとおり許可相当ということで、結論出ておりますが、たまたま、案件が 2 か所にまたがっておりまして、そのうち 1 つのブロックを我々も見てきましたので、吉田推進委員さんの方から補足説明をさせてください。</p> |
| <p>議長</p> <p>吉田推進委員</p> | <p>吉田推進委員。</p> <p>5 月 23 日、地元の石澤委員、内田委員、吉田の 3 名で現地調査を実施し、譲受人と面談を行いました。現地状況につきましては、若干の草が生えておりましたが、譲受人は、適正に管理ができますと言っておりました。農地として、適正管理ができることを確認いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局長</p> | <p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から 1 点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。</p> <p>6 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。</p> <p>繰り返し申し上げます。6 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局長</p> | <p>それでは他に無いようですので、令和 3 年第 5 回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(起立、礼、着席の発声)</p> |

署名委員の決定について議長指名により

野澤 明廣 委員 石澤 清治 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年5月26日

議長

室岡重雄

委員

野澤 明廣

委員

石澤 清治